

# 高齢者医療制度改革の基本的枠組みについて

2010年2月9日

日本経団連

1. 生活スタイルが大きく変化する公的年金受給者を被保険者とする体系に組み替える。
2. 運営主体は財政の安定性等の観点から、現在の後期高齢者医療広域連合をベースとする。
3. 現役世代の医療保険制度と高齢者の医療保険制度は、給付財源の構成（公費投入割合等）が異なる。負担ルールを明確化するために何らかの形で別建ての制度にすることが必要。

